



住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち

NEWS (PRESS) RELEASE

資料№13

平成29年6月27日

市民生活部 環境課

タ イ ト ル	志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例の制定
目 的	近年、再生可能エネルギー源を利用した大規模な発電施設の建設やそれに伴う山林の伐採、土地の造成等により自然環境及び自然景観の消失並びに地域の一次産業及び住民生活への影響が懸念されています。そこで、志摩市では、発電設備の設置と自然環境等の保全との調和を図ることを目的に新たな条例を制定しました。
施 行 日	平成29年7月1日（土）
条例の公表方 法	告示、志摩市ホームページでのお知らせ
そ の 他	志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例施行規則も同時に施行します。 ただし、条例第4条第1項に規定する事業抑制区域については、同条第2項に規定する志摩市自然環境保護審議会の意見を聴いたうえで指定する必要があることから、後日、告示により公表します。 なお、志摩市自然環境保護審議会については、7月4日に開催する予定です。
参 考 H P	志摩市ホームページには、後日掲載する予定です。
お 問 合 せ 先	志摩市市民生活部環境課 担当：阪本、森田 Tel：0599－44－0228 Fax：0599－44－5260



住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち

志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例の概要

本年7月1日以降に、市内において、条例で定める適用事業に該当する太陽光発電設備を計画し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づき事業計画の認定を受けようとする事業者については、経済産業省へ認定申請を行う前に、市と事業計画の調整を行わなければなりません。

また、条例の施行後、自然環境や景観の保全を図る必要がある区域、歴史的、文化的な特色を有する区域、災害の恐れがあり設置を制限する必要がある区域など、事業の抑制を図る区域（事業抑制区域）の指定を予定しており、指定後は、事業の計画区域に事業抑制区域が含まれる場合は、市から事業者へ事業の中止を依頼し、事業を行うかどうかについて回答を求めます。

事業者は、事業を行う場合は、設備の設置について、自然環境や景観の保全などに配慮した設計を行うことに加え、維持管理や撤去処分にかかる事業計画を作成して市と調整を行うこととなり、計画区域が事業抑制区域に該当する場合は更に対策を求めることとなります。

事業者は、経済産業省への申請前と工事の着工前に、地域住民等を対象とした説明会を開催し、できるだけ意見を取り入れて理解を得るよう努めることとしています。

さらに事業者には、自らの事業であることを明確にするため、市との事業計画の調整後から、責任者及び連絡先等を記載した標識を設置することを義務付けています。

また、市に提出のあった計画書類については、申し出ればどなたでも閲覧できることとしています。

設備の発電開始後は、毎年、事業者から保守点検の実施状況や発電設備運用終了後の撤去及び処分に係る費用の準備状況の報告を求め、市は状況の把握に努めます。

市は、この条例の適正な執行を図るために必要があると判断したときは、事業者に対し指導又は助言を行い、場合によっては勧告することができます。

また、勧告に対して正当な理由がなく必要な措置を講じなかったときは、経済産業省へ報告することや、事業者名を公表することができます。

なお、この条例の施行日までに再エネ特措法の認定申請をしている事業者又は本年3月末までに改正前の再エネ特措法による認定（いわゆる「みなし認定」）を受けた事業者で、経済産業省へ事業計画を提出した事業者には、この条例の趣旨にのっとり手続き等について配慮するよう求めます。

また、この条例の施行日までに経済産業省へ事業計画を提出していない「みなし認定」事業者については、事業計画を提出する前に市と調整しなければならないことを定めており、事業計画を提出するまでは、着工しないことや工事を一時中止することなど配慮するよう求めることとしています。

詳細については、条例及び施行規則をご覧ください。